

令和6年3月6日

告 示

「令和6年度高松市南部クリーンセンター廃羽毛布団売払い」について、一般競争入札（以下「入札」といいます。）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。なお、本入札は、令和6年度業務委託の契約に先立つ準備行為として行うものであり、令和6年度予算が市議会において可決されることを前提（停止条件）とするものです。

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度高松市南部クリーンセンター廃羽毛布団売払い

(2) 売払予定数量（年間）

730枚

（区分種別内訳）

羽毛充填量（ダウン率50%以上）が1kg以上・・・595枚

羽毛充填量（ダウン率50%以上）が1kg未満・・・135枚

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(5) 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除

(6) 本案件の入札書の提出については、「期間入札」を準用する。「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札を指し、「高松市期間入札試行要領」及び「期間入札(試行)に関する留意事項（特定調達契約を除く）」等を熟読の上、入札に参加すること。なお、同留意事項は、指名競争入札を想定し作成されていることから、文言について所要の読替（「指名通知（公募型の場合は案件公表）」を「公告」と読み替えるなど）をする必要がある。

2 入札参加資格

入札参加者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者とする。
- (2) 本公告日から入札執行日までの間に、本市から高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市公告第403号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (6) 日本国内にある自社又は関連会社の工場で、廃羽毛布団の再生処理が可能であること。
- (7) 過去2年の間に完了した案件で、国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と規模及び期間が同等以上の契約を締結し、かつ、そのすべてを誠実に履行した実績があること。
- (8) 申請書を提出した者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できないものとする。

3 質問及び回答

- (1) 本業務の内容に関して質問がある場合は、次の期間内に質問書及び回答書（様式第1号）をファクシミリにて送信すること。

ア 受付期間

令和6年3月7日(木)から令和6年3月12日(火)午後0時まで

イ 送信先

高松市南部クリーンセンター

（ファクシミリ番号：087-890-2191）

- (2) 質問があった場合、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表を行う。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上入

札しなければならない。

ア 公表期間

令和6年3月14日（木）から令和6年3月28日（木）まで

イ 公表方法

ホームページ上で公表を行う。

（公表期間初日の午後1時までには公表する。）

4 提出書類について

入札に参加する者は、以下の所定の書類を期限内に提出しなければならない。また、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者の入札は無効とする。なお、提出については、郵送又は持参とし、提出された書類は返却しないものとする。

(1) 提出書類

- ・ 入札書（様式第6号）
- ・ 廃羽毛布団から羽毛を再生する施設の保有を確認できる書類（償却資産申告書種類別明細書の写し等）
- ・ 業務履行実績を証明するもの
※過去2年以内の契約であり、今回の入札案件とその内容、規模、期間を同等以上の契約であること。また、写し及び黒塗りを許可する。（但し、市が必要と判断した場合は、黒塗箇所の情報開示を指示する場合がある。）

(2) 提出期間

令和6年3月15日（金）から令和6年3月22日（金）まで

(3) 提出先

〒761-1503 香川県高松市塩江町安原下第3号2084番地1
高松市南部クリーンセンター

(注) 1 持参の場合は、平日（土曜日・日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く日）に限り、提出時間は、いずれの日も午前8時30分から午後4時30分まで。

2 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とし、封筒には「入札書在中」の表示をすること。また、提出期間の最終日の午後4時30分までに必着させなければならない。

5 開札

(1) 日時

令和6年3月25日(月) 午前10時30分

(2) 場所

高松市南部クリーンセンター 3階小会議室

6 再度入札

(1) 入札書提出期限

令和6年3月28日(木)

(2) 提出先及び注意事項

上記「4 提出書類について」に同じ

(3) 再度見積開札日時

令和6年3月29日(金) 午前10時30分

7 入札方法

(1) 入札者は、推定総額及び、その算出基礎となる区分種別毎の単価を記載するものとし、指定した様式(様式第6号)で提出すること。(指定の様式以外の入札は、無効とする。)

(2) 入札書に記載する単価にそれぞれの区分種別毎の予定数量を乗じた金額の合算をもって入札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を除く金額を記載すること。

8 開札の立会いについて

(1) 立会いを希望する者は、開札予定時刻の10分前までに、期間入札に係る開札立会申込書(様式第4号)を南部クリーンセンターに持参により提出しなければならない。

(2) 前号の申込書が提出されたときは、入札執行責任者は、当該案件の入札参加者であることを確認し、当該案件の入札参加者に該当する場合は、立会いを承諾するものとする。

(3) 開札に立ち会う者は、立会いに際しては、委任状、社員証等その身分を証明するに足りる書類を入札執行責任者に提示しなければならない。

(4) 前号の規定により入札執行責任者に書類を提示し、その承諾を受けた入札参加者(以下この項において「立会者」という。)は、公正な入札の執行についての確認のみを行うものとし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の公正な入札執行を妨げる行為を行ってはならない。

- (5) 立会者は、入札執行責任者の指示に従って立会いを行うものとし、入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。
- (6) 入札執行責任者は、立会者が前2号に規定する入札執行を妨げる行為又は入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、直ちに当該立会者の立会いを禁止し、退出を命ずることができる。

9 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、入札価格が予定価格以上であり、かつ、推定総額の最も高価な入札を行った入札者を落札者とする。落札者は区分種別ごとの単価で単価契約を結ぶものとする。

落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときには、直ちに、くじにより落札者を決定する。くじの辞退はできないものとする。

なお、入札結果は、「高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に関する要綱」（契約監理課ホームページ掲載）に基づき公表する。

10 注意事項その他

- (1) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の4、高松市契約規則第5条及び第12条の4、「高松市期間入札試行要領」と「期間入札（試行）」に関する留意事項及び「入札参加者の心得」による。
- (3) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。落札者は、落札決定後10日以内に、記名押印した契約書（別添）を持参又は郵送により提出しなければならない。
- (4) この公告に記載のない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び高松市契約規則その他関係規程の定めるところによる。
- (5) 入札及び契約に関して要した費用については、全て入札参加者及び契約の相手方の負担とする。また、提出された資料の返却はしない。
- (6) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (7) 市長は、やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、

入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。